

令和5年度神戸市ふるさと納税の返礼品等に関する公募要領

1 業務の目的、内容

ふるさと納税制度を通して神戸市に寄附を行っていただいた方へ、感謝の意と共に神戸市の魅力を発信し、更なる寄附を促進するため、寄附者に対するお礼の品やサービス（以下「返礼品」という。）を提供する事業者及び返礼品を下記のとおり公募する。

2 応募資格

以下の要件をすべて満たすこと。

(1) 各種法令を遵守し、事業を行っていること。

(2) 以下に掲げる企業等でないこと。

ア 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる企業等。

イ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う企業等。

ウ 納期が到来している所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市民税を滞納している企業等。かつ代表者がこれらの税金を滞納している企業等。

（但し、所管の官公署から納税の猶予等を受けている場合はこれに含めない。）

エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当している企業等。

オ 神戸市から指名停止措置を受けている企業等。

(3) その他本要領の趣旨に賛同し、責任を持った対応ができる企業等であること。

また、神戸市においては、返礼品の発注及び発送管理に関する業務について、民間事業者（以下、「ふるさと納税業務委託事業者」という）へ委託している。そのため、返礼品等の提供に関する業務及び契約の締結について、ふるさと納税業務委託事業者と直接行うことに同意できる企業等であること。※令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）のふるさと納税業務委託事業者は株式会社JTB。

3 提出書類

下記（１）～（５）をセットにして、Eメールで提出すること。

※（１）～（５）全てが提出されない場合は、不採用とする。

（１）応募申請書【別紙１】

※返礼品１件につき１シート作成すること。

※１事業者あたりの応募品目数は、１回の応募につき１０件までとする。

１０件以上の応募申請を行いたい場合、翌月以降に申請を行うこと。

※＜返礼品紹介ページ作成案＞の作成にあたっては、ふるさとチョイス等のポータルサイトを参照し、実際にふるさと納税サイトに掲載されることを想定して作成すること。

※PDF形式ではなく、Excel形式で提出すること。

※商品の実物は不要のため、送付しないこと。

（２）法人の場合、登記事項証明書の写し

個人事業主の場合、開業届または納税証明書（金額欄は塗りつぶしたもの）の写し

（３）会社等概要のわかる資料

（４）返礼品の内容がわかる資料

（５）返礼品写真（最低３点）

※返礼品の魅力を伝える上で、直接視覚に訴えかける写真は必須のため、返礼品紹介ページで使用することを想定して、以下のパターンで高画質の写真を提出すること。

【食品】 ⇒① : トップ画像として最も商品の魅力が伝わる写真

② : 商品外装、荷姿の分かる写真

③～ : 商品内容や調理例など、詳細がイメージできる写真

【食品以外のモノ】 ⇒① : トップ画像として最も商品の魅力が伝わる写真

② : 実際に使用しているシーン

③～ : カラーバリエーションや商品の魅力がわかる写真など

【宿泊・体験系】 ⇒① : トップ画像として最も商品の魅力が伝わる写真

② : 施設の外観が分かる写真

③～ : 施設内観や体験内容など、詳細がイメージできる写真など

※その他、製造現場、作り手の作業風景、店舗紹介など事業者の提案で提出すること。

4 選定等スケジュール

(1) 応募受付

令和5年4月1日～令和5年9月20日(毎月20日締め)

※提出日が土日祝日の場合は、翌日以降の平日を提出日とする。

※明らかに応募資格を満たさない場合、応募申請書提出時点でお断りする場合がある。

(2) 選定結果等通知

受け付けた応募申請を毎月20日時点で取りまとめ、翌月上旬までに審査を行う。

提出書類を元に本市で決定し、記載されている連絡先にふるさと納税業務委託事業者から翌月中旬までに選定結果と返礼品の登録に係る必要事項を通知する。

※応募申請書等提出書類をもとに審査を行うため、提出書類に記載の内容はくれぐれも誤りの無いよう注意すること。

(3) 返礼品の掲載開始

選定結果等通知の翌月以降に各ポータルサイトへの掲載を開始する。

※各ポータルサイトへの掲載のため、応募申請書等に基づいて返礼品の登録を行う。

原則として、採用決定通知から登録までの間に、返礼品費用等を含めて、申請内容の修正は認めない。

※掲載開始までに、神戸市が返礼品の発注管理業務等を委託する株式会社JTBとの契約締結等が必要である。

※ただし、寄附受付ポータルサイト「さとふる」への掲載を希望する場合は、株式会社JTBとの契約とは別に、株式会社さとふるとの契約締結等が必要となる。なお、「さとふる」への掲載に係る詳細については、採択後に順次神戸市から案内するものとする。

【スケジュール例】

4月20日申請書提出 ⇒ 5月中旬選定結果通知 ⇒ 6月以降掲載開始

9月20日申請書提出 ⇒ 10月中旬選定結果通知 ⇒ 11月以降掲載開始

5 選定基準

募集する返礼品等は、次の（１）～（９）に掲げる要件をすべて満たしている物品や役務（サービス）を選定する。

※別添「よくあるご質問」を必ず参照の上、申し込むこと。

（１）神戸市の魅力を発信する神戸市ふるさと納税返礼品としてふさわしいものであること。

（２）令和５年６月２７日付け総税市第６５号「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」により通知された「４．地場産品基準（告示第５条関係）（１）（２）」や改正後の総務省告示第１７９号第５条等を遵守し、ふるさと納税の返礼品としての基準を満たしたものであること。

【参考：地場産品基準の例】

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。
- 四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもので

あって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

七の二 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

ただし、公募要領施行後に関係省庁から法令や基準（以下、法令等とする）の改正の通知があった場合、改正後の法令等を遵守すること。

(3) 当市は但馬牛及び神戸ビーフの精肉の返礼品に関して、令和5年10月1日から地場産品基準1号に該当する場合を除き、兵庫県の認定地域資源を活用した運用を予定している。認定地域資源の活用には兵庫県が定めた運用ルールの遵守が必須となっているため、地場産品基準1号に該当しない但馬牛及び神戸ビーフの精肉を返礼品として申請する場合は「【別紙7】兵庫県ふるさと納税地域資源認定の運用ルール」に則った運用を行う事。

(4) 品質及び数量の面において、安定的な供給が可能であること。

ただし、期間限定・季節限定・数量限定等については供給可能な範囲で登録することができる。その場合は、おおよその予定や提供開始・終了時期等について、市担当者と密に連携し、連絡・調整が適時行えること。

(5) 本市ふるさと納税業務委託事業者からの返礼品等の発注に対し、速やかに発送対応等ができること。

限られた期間で発注が集中する可能性もあり、その対応が可能な体制が構築されていること。ただし、返礼品等の性質や生産量、収穫時期等の制限により、即時対応が困難なものについては、その旨を明示すること。

(6) 食料品については、発送手段等を考慮の上、最低でも発送日から1週間以上の消費期限が保証されること。

ただし、生鮮食料品(鮮度が高く要求されるもの)についてはこの限りではないが、商品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整するなど、商品が適切に寄附者の手元に届くよう配慮すること。また、生花等、時間の経過により利用価値が著しく損なわれるものについても、同様の配慮を行うこと。

(7) 役務(サービス)の場合は、市内で提供されるものであること。また、利用にあたっての申請方法等が確立し、寄附者との調整が十分に行える体制が整っているとともに、利用期限のあるサービスについては、利用券・チケット等の送付後、原則1年以上利用可能なものであること。(資金決済法に基づき、必要がある場合は届出等を行うこと。)

また、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、利用可能期間の延長対応が可能であること。

(8) 物品又は役務(サービス)と交換するための商品券等を返礼品とする場合、原則として交換対象となり得る物品又は役務(サービス)のすべてが、(2)に示す法令等を遵守し、ふるさと納税の返礼品としての基準を満たしていること。

また、基準を満たしていない物品又は役務(サービス)が交換対象とならないように、適切な対策が講じられていること。

さらに、当該商品券等が適切な転売対策が講じられていること。

(9) ふるさと納税に関する法令や総務省通知の趣旨に反する内容でないこと。

(10) 地方税法等の規定により、神戸市民に対しては返礼品を提供することができないことから、市外在住者による申込が期待できるものであること。

6 選定の流れ

- (1) 提出書類に関するヒアリングを必要に応じて実施する。
- (2) 選定にあたっては、「5 選定基準」に沿って、選定委員会において書面による内容審査を行い、選定の可否を判断する。

7 契約の締結

- (1) 神戸市ふるさと納税返礼品として採用された場合、その返礼品を提供する事業者(以下、「返礼品等提供事業者」という)は、単年度ごとに、応募申請書に記載した「本市ふるさと納税業務委託事業者が返礼品等提供事業者を支払う金額」に基づき本市ふるさと納税業務委託事業者と契約を結ぶものとする。(5)(6)に該当しない場合、あるいは事前に特段の申し出がない場合は、毎年この契約を更新する。契約更新は毎年4月1日に行うものとする。
- (2) 選定結果等通知後、翌月までに本市ふるさと納税業務委託事業者と契約の締結を行い、寄附者からの申込を受けられる体制を整えること。
- (3) 返礼品が物品の場合は選定後にPRのための写真撮影を行う場合がある。その場合は、当該物品を1点提供すること。(物品及び郵送料等については、返礼品等提供事業者の負担とする。)
- (4) 契約期間内における契約内容の変更は原則として認めない。ただし、特別の事情により、返礼品等の提供が困難な場合は、神戸市またはふるさと納税業務委託事業者と返礼品等提供事業者で別途協議の上、対応するものとする。
- (5) 返礼品等提供事業者が「2 応募資格」を満たさなくなったと判断された場合や応募資格に関する本市の調査に協力しない場合、提供される商品・サービスが「5 選定基準」を満たさなくなったと判断された場合は、契約期間の途中であっても、当該返礼品の登録の取り消しや契約の解除を行うことがある。なお、関係法令等の改正により、当該返礼品が対象となった場合も同様とする。
- (6) (5)に掲げる場合に加えて、神戸市が当該返礼品等への申込が少ないと判断した場合(原則として毎年4月1日から契約更新時点までの当該返礼品に対応する寄附額

が 20 万円未満の場合) には、選定を解除し次年度の契約を行わないことがある。

また、神戸市ふるさと納税返礼品として選定を通過した採用月から、3 年間を通じて当該返礼品への申込が 10 件に満たない場合、その時点でポータルサイトへの掲載を取りやめ、当該返礼品に係る契約を解除するものとする。

8 業務内容

- (1) 本市ふるさと納税業務委託事業者からの発注情報に基づき、寄附者への返礼品等の発送事務を行うこと。
- (2) 返礼品等に対する苦情や発送事故等があった場合は、誠意をもって丁寧に対応するとともに、速やかに神戸市またはふるさと納税業務委託事業者へ報告を行うこと。
- (3) 物品の返礼品の品質に対する苦情等があった際には、必要に応じて当該返礼品の提供を依頼する場合がある。その場合には、速やかに寄附者へ送付する際と同様の梱包、配送方法にて、神戸市またはふるさと納税業務委託事業者へ当該物品を 1 点送付すること。
- (4) 返礼品等として提供される商品・サービスについては、市のホームページやふるさと納税ポータルサイト等に、返礼品等提供者名・返礼品名・画像・PR コメント等を掲載するものとする。また、返礼品等提供事業者は、返礼品等について自ら積極的に PR を行うこと。ただし、寄附者の適切な選択を阻害するような表現（「お得」、「コストパフォーマンス」最強、「ドカ盛り」、「圧倒的なボリューム」、「おまけ付き」、「セール」、「買う」、「購入」、「還元」など）は使用しないこと。

9 問い合わせについて

この公募に関して質問・問い合わせがある場合は、下記の問い合わせ先に E メールで連絡すること。質問・問い合わせに対して概ね 1 週間以内に E メールで回答を行う。

※問い合わせの前に、この「公募要領」・「よくあるご質問」・「事業者様向け説明資料」などをよく確認すること。

10 その他

- (1) 提出物は、選定結果の如何にかかわらず原則として返却しない。
- (2) 提出物の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出物は、ふるさと納税に係る業務以外で提出者に無断で使用することはない。

11 問い合わせ及び書類の提出先

<神戸市ふるさと納税業務委託事業者>

JTB ふるさと開発事業部内 神戸市ふるさと納税事務局

住所：〒541-0056

大阪府大阪市中央区久太郎町 2-1-25 JTB ビル 4 階

電話番号：06-6366-5705

メールアドレス：furupo@beepro.co.jp

開局時間：10 時～18 時（土日祝除く）

担当者：岩村

※原則として、応募申請書等の提出は E メールで行うこと。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のために、担当者が在宅勤務を実施している

場合があるため、問い合わせは E メールにて行うこと。その際、送信件名は

「【神戸市】ふるさと納税返礼品公募についての問い合わせ」とすること。